

長野市監査委員告示第7号

平成24年2月10日に提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成24年4月4日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

住民監査請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求人代理人

(1) 請求人

(略)

(2) 請求人代理人

長野市大字西長野 小林 正

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成24年2月10日である。

3 請求の要旨

住民監査請求書に記載された請求の要旨は、下記のとおりである（個人の氏名等を記号化して記載した）。

- 1、請求者は、別紙物件目録1及び2記載の土地（甲1、2・以下、「本件土地1、2」という）の2分の1の共有持分を有している
- 2、利害関係人A及び同B（以下、「C」という）は、別紙物件目録3記載の土地（以下、「本件土地3」という）の4分の3ないし4分の1の共有持分を有している。
- 3、本件土地1、2と本件土地3の間には、別紙図面赤斜線部分記載のとおり、長野市の所有する公道（以下、「本件公道」という）が存在する。
- 4、Cは、本件公道の内、本件土地3に面している別紙図面赤斜線部分に植木等を植栽し、不法に占有している（公図に記した写真説明図及び写真・甲4）。
- 5、本件公道は、長年にわたり、X小学校からY方面の学童の通学道路であり、現在はZの堤防道路に抜ける形となっている。なお、本件土地3の手前（X小学校より）の公道については、境界立会いがなされ、通路としての機能を保持しており、別紙図面赤斜線部分の不法占有が解消されると、堤防道路への通行が可能となる。
- 6、請求者は、別紙図面赤斜線部分が不法に占有されている状況を憂い、昨年1月14日と5月10日の二回にわたり、長野市監理課に対し、境界の立会申請をなし、その機会に不法占有が解消されることを期待したが、Cは境界の確認に応じようとせず、不法占有解消も進展しなかった。
- 7、そこで、請求者は長野市監理課に善処方を求め、本件土地等について、平成23年6月27日付住民監査請求書をもって、監査請求をなしたところ、貴庁より、平成23年8月16日付住民監査請求に係る監査の結果について（通知）と題する書面をもって「現在は、境界確定の協議中であり、成立しなければ、どこからどこまでがその範囲なのか明確にならないのであって、それを明確にしなければその指導には動けない状況にある」として、違法若しくは不当に財産の管理を怠っている事実が認められないから

請求人の主張には理由がないとして、棄却されたものである。

8、ところが、平成 23 年 9 月 20 日までに上記境界が確定し（甲 6）、確定後 4 カ月以上経過したにも係わらず、C は、現在に至るも、上記 7 記載の監査請求後に貴庁が「ここは公共の土地であり道路の通行回復のため立入禁止」との標識を提示して張ったロープ内に庭木を植えたまま、本件公道を不法に占有している（甲 4 の 4）。

9、請求者代理人において、長野市監理課に対し、今後の原状回復が果たされる時期的目処を問い合わせても、C の抵抗が強い趣旨を述べるだけで、具体的な原状回復がなされる時期を回答しない。

平成 23 年 8 月 16 日付住民監査請求に係る監査の結果通知においては、その末尾の意見の項において「不法占有が明らかになった際には、条例に基づき迅速・適切な対応をされたい。」と付記されているものであり、請求人は迅速・適切な対応を期待しているものである。

10、よって、請求者は、地方自治法 242 条 1 項の規定により、財産の管理を怠る事実があるとして、事実証明書（甲 4）を添えて、監査委員に必要な措置を請求する。

事実を証する書面

- | | | |
|-----------|-----------------|-------|
| 1、甲第 1 号証 | 全部事項証明書（本件土地 1） | 1 通 |
| 2、甲第 2 号証 | 全部事項証明書（本件土地 2） | 1 通 |
| 3、甲第 3 号証 | 全部事項証明書（本件土地 3） | 1 通 |
| 4、甲第 4 号証 | 公図に記した写真説明図及び写真 | 各 1 通 |
| 5、甲第 5 号証 | 住宅地図 | 1 通 |
| 6、甲第 6 号証 | 市道等境界確定証明書 | 1 通 |

添付書類

- | | |
|-------|-----|
| 1、委任状 | 1 通 |
|-------|-----|

※別紙、事実証明書の添付は省略

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 24 年 2 月 10 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 現地の確認

平成 24 年 2 月 17 日に現地を確認した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 2 月 27 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人と請求人代理人の各 1 名が出席し、請求の要旨の補

足説明があった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部局及び事情聴取

建設部監理課を監査の対象部局とし、関係書類を徴し監査を実施するとともに、平成24年2月27日に関係職員から事情を聴取した。

4 監査対象事項

本件公道については、平成23年6月27日付けで本件請求の請求人から財産の管理を怠る事実があるとして住民監査請求（以下「前回監査請求」という。）がなされている。その監査結果は、同年8月16日付け通知をもって、本件公道については「現在は境界確定の協議中であり、成立しなければ、どこからどこまでがその範囲なのか明確にならないのであって、それを明確にしなければその指導には動けない状況にある」として、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない」と判断し、棄却したものである。

本件請求は、その後境界が確定し4か月以上経過したにも係らず本件公道が不法占有されているとし、先の監査結果の意見の項に「不法占有が明らかになった際には、条例に基づき迅速・適切な対応をされたい」と付記されているが、当該対応がなされていないので、財産の管理を怠る事実があるとして請求されたものと解し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 市は、本件公道の不法占有に対し迅速・適切な対応をしていないか。
- (2) 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるか。

第3 監査の結果

1 請求人の主張

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

前回監査請求した折、境界が正式に決まっていないので、今の時点ではこういう状況でやむをえないという監査結果だった。その後境界が確定したと聞いた。前回の監査委員の見解で「不法占有が明らかになった際には、条例に基づき迅速・適切な対応をされたい」との補足意見をいただいた。しかしながら、境界確定してから、来月（3月）で6か月経過するにも係らず迅速な対応をしているとは到底言えない。市は、いつになったら現実的な不法占有の解消に向けて動き出していただけるのか、あるいは今まで動き出していないのであれば何か事情があるのか、監査委員が確認をして監査結果の中で明らかにしていただきたい。スムーズに進まない理由として聞いているのは、Cが境界についてまた争おうとしているというようなことだが、一応確定しているという前提で不法占有の認定をしているかと思う。

2 監査対象部局の主張

事情聴取の際、関係職員が主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公道の境界が確定した日付は、平成 23 年 9 月 21 日である。
- (2) 境界が確定し不法占用物件の確認ができたことから、「長野市法定外公共物の管理に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、C に対し不法占用物件の撤去指導を継続的に行ってきた。不法占用の解消は、基本的にはCが理解の上、自ら撤去することで解消すべきものと考え、境界確定後複数回にわたりCと不法占用物の撤去の交渉を行い、さらに文書等による行政指導を行ってきた。
- (3) 不法占用解消は、請求人のために行うものでなく、市が本件公道を管理する上で必要な措置として行うものである。長年、自分の所有地と認識していた相手と交渉中の場合、相手の心情、立会いから境界確定のいきさつ、道路としての地元の意向など総合的な観点から、その都度状況を判断して交渉してきた。
- (4) 認定外道路としての本件公道の機能回復を、市有財産の適正管理の観点から考えた場合、どの程度迅速でなければならないか、また、どの程度まで整備を行わなければならないかは、市内 5 万箇所にも及ぶ認定外道路の中で、その現状・態様、歴史的経緯、現在の供用状況、地元要望を踏まえた供用の必要性等を考慮した上で判断すべきものとする。

3 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査、監査対象部局からの事情聴取及び現地確認を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件公道の境界確定、不法占有について

本件公道については、平成 23 年 9 月 13 日にCと請求人の代理人の土地家屋調査士及び監理課職員が再度立会いを行い、境界を確認し、Cが境界確定協議同意書に署名・捺印した。その結果、本件公道の境界確定協議関係書類を監理課長が決裁した同年 9 月 21 日をもって、長野市及び本件公道に隣接する土地所有者である請求人並びにCとの間においては本件公道の境界が確定し、市が所有する本件公道の範囲が明らかとなった。

確定した範囲は、請求人の主張する「別紙図面赤斜線部分」記載のとおりであり、監査委員が現地を確認した際、ロープが張られ立入禁止の標識が掲示されていた。このロープ等の設置は監理課が行ったもので、この中にCの植木等が植栽されており、現地確認日において不法占有状態にあることが確認された。

(2) 不法占有解消に向けた取組み状況

本件公道を含む法定外公共物は、条例及び長野市法定外公共物の管理に関する条例施行規則により管理されている。本件公道は、いわゆる「赤線」と言われる、道路法の適用を

受けない認定外道路として位置づけられ、赤線上に工作物、物件又は施設を設け、継続して使用するときは、この条例の規定に基づき市長の許可が必要であり、条例に違反した者に対して監督処分を行うこととされていることは、前回監査請求で確認されている。

監理課は、前記平成 23 年 9 月 21 日の境界確定後の同年 10 月中旬には、条例第 12 条に基づき監督処分として、現地において C に対し不法占有物件の撤去指導を行っている。その後、複数回にわたり C と交渉を行い、さらに文書により、具体的な期限を定めて撤去を求めなどの行政指導を行っている。交渉や文書等による行政指導は、監理課の事情聴取時まで継続して行われていたことが確認された。そして、その結果、C による植木の撤去が行われるなどし、平成 24 年 3 月末までには本件公道に係る C の不法占有状態が解消され、通行できるようになったことが確認された。

なお、請求人代理人から、何度か監理課に進捗状況等の問い合わせがあったが、監理課では C との交渉状況の詳細は伝えていない。

第 4 結 論

1 判 断

前記事実関係の確認及び監査対象部局の説明に基づいて、次のとおり判断する。

(1) 市は、本件公道の不法占有に対し迅速・適切な対応をしていないか

本件請求人は、平成 23 年 9 月 20 日までに境界が確定し、確定後 4 か月以上経過したにも係らず、C は現在に至るも市が張ったロープ内に庭木を植えたまま、本件公道を不法に占有しており、監理課が迅速な対応をしているとは到底言えないなどと主張しているが、監理課では、平成 23 年 9 月 21 日に関係当事者間で境界が確定し、本件公道の範囲が明らかとなったことにより、不法占有物件の範囲が確認できたことから、条例に基づき当該不法占有物件の撤去指導を行うべく、10 月中旬を初回として C と複数回にわたり交渉を行い、文書による行政指導も継続して行っている。また、監査委員が現地を確認した平成 24 年 2 月 17 日現在は、未だロープ内に植木が植えられたままの状態であったが、監理課では事情聴取日に至るまで継続して期限を定めて撤去を求めなど具体的な指導を行っていた。認定外道路である本件公道の歴史的経緯や現在までの供用状況、供用の必要性や、交渉相手の C の心情や境界確定までのいきさつ等を総合的に考慮すれば、本件公道の不法占有に対する監理課の対応は迅速でないとは言えない。また、条例に基づき指導しており、適切に対応していないとは言えない。

(2) 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるか

請求人は、「財産の管理を怠る事実があるとして、(中略) 監査委員に必要な措置を請求」している。請求人は、陳述において、通路として早く通れるようにして欲しいと述べている。

「違法若しくは不当に財産の管理を怠る」とは、誠実な管理執行義務（法第 138 条の 2）等に反するような、ずさんな管理を指すものと考えられ、さらに、「財産の管理を怠る事実」とは、「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等」（行政実例昭和 38 年 12 月 19 日）を言うものとされている。

上記(1)で述べたように、監理課は境界確定後速やかにCと不法占有物の撤去の交渉を行い、その後継続して複数回交渉し、文書による行政指導も行っている。また、結果として、Cによる植木の撤去が行われるなどし、Cの不法占有状態は解消され、通行できるようになった。

したがって、違法若しくは不当に財産の管理を怠っている事実があるとは認められない。

2 結 論

本件請求は、法 242 条に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がないものと判断するので、これを棄却する。